注意事項（出版利用申込の前に）

出版利用申込にあたっては、以下の点にご注意ください。

1　利用許諾条項の遵守について

JASRAC が著作権を管理している音楽作品（JASRAC 管理作品）を、印刷・写真・複写その他の方法により可視的に複製する場合、または機器を用いて著作物を可視的に表示するために電磁的記録その他の方法により複製する場合（公衆送信を伴う複製を除く）は、JASRAC の定める利用許諾条項を承諾のうえ、お申込みください。

2　JASRAC が許諾する音楽作品について

JASRAC が許諾する音楽作品は、JASRAC 管理作品に限ります。JASRAC 管理作品でない場合は、JASRAC が許諾することはできませんので、当該作品の権利者から許諾を得る必要があります。
また、JASRAC 管理作品であっても、JASRAC が著作権の一部のみを管理している場合は、JASRAC にお手続きをいただくとともに、JASRAC 以外の権利者からも許諾を得る必要があります。

3　外国作品の利用について

外国作品をご利用になる場合は、JASRAC へのお申込みの前に日本国内の音楽出版社（サブパブリッシャー）から同意を得る必要があります。また、JASRAC にお支払いいただく使用料については、サブパブリッシャーが指定した使用料率および最低使用料（規定の使用料額が最低使用料額を下回る場合）が適用されますので、ご注意ください。
〉外国作品の利用について

4　目的の利用について

宣伝、広報などの広告目的で展示・掲示、配布などする制作物にご利用になる場合は、「広告での音楽利用」をご覧ください。

5　商品・物品または展示物・掲示物などへの利用について

歌詞集・楽譜集・ピース、書籍、雑誌、新聞以外の商品・物品または展示物・掲示物などにご利用になる場合は、著作者の人格的利益や創作者感情への配慮が必要ですのでご注意ください。

6　編曲・訳詞・替歌などについて

著作者・著作権者の許可なく編曲・訳詞・替歌など、作品を改変する行為は、著作者人格権（※1 同一性保持権）および翻案権等（※2）の侵害となるおそれがありますのでご注意ください。
また、著作者の名誉・声望等を害するような方法で著作物を利用することも、著作者人格権の侵害行為とみなされますので、あわせてご注意ください。

※1　同一性保持権（著作権法第 20 条 1 項）
著作者人格権のひとつで、著作物の内容および題号（タイトル）の同一性を保持する権利をいいます。この権利は、著作者のみに専属（一身専属）するため（同法第 59 条）、編曲、替歌、詞の翻訳など作品を改変して利用する場合、JASRAC の管理作品であっても、作曲者や作詞者など原著作者の同意が必要になります。

※2　編曲権・翻案権・翻訳権（著作権法第 27 条の権利）
既存の音楽作品を、編曲したり、替歌にしたり、詞を翻訳するなど、改変して公表する場合には、事前に原作品の著作権者の許諾を得る必要があります（著作権法第 27 条）。
JASRAC は、これらの権利については管理委託を受けていないため、音楽出版社などの著作権者から、直接、許諾を得ていただくことになります。
なお、これらの権利について許諾が必要な場合、著作者人格権のひとつである同一性保持権についても注意が必要です。
作品データベース「J-WID」でご利用になる作品の権利者をお調べのうえ、直接音楽出版社にご確認ください。音楽出版社の連絡先がわからない、もしくは音楽出版社が権利者に入っていない場合は、JASRAC インフォメーションデスク（TEL 03-3481-2125）へお問い合わせください。

7　楽譜などのコピーについて

すでに発行されている出版物から楽譜などをコピーする場合は、JASRAC へのお申込みとは別に、当該出版物を発行している出版社にご連絡ください。

お問い合わせ
JASRAC　録音・ビデオグラム・出版課